

2026 年 10 月 21 日

各 位

会社名 K L a b 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 真田 哲弥
 (コード番号：3656)
 問合せ 取締役 高田 和幸
 先 E-mail ir@klab.com

第 21 回新株予約権（時価総額及び業績目標達成型有償ストック・オプション）の 発行要項の一部変更（行使の条件）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 7 月 11 日の取締役会において発行を決議した有償ストック・オプション（以下、「第 21 回新株予約権」という。）に関して、発行要項の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本変更は、将来の事業拡大に伴うセグメント区分の見直しに備えた適切な文言への整備であり、行使条件の趣旨や達成の難易度を変えるものではありません。

記

1. 変更の理由

第 21 回新株予約権は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、株価上昇への意識をより一層高めるとともに、業績回復への強い動機づけとする目的で発行したものです。そのため、あらかじめ定めた時価総額及び業績目標の達成を行使条件として付しております。

このうち、業績目標につきましては、新規事業領域による事業収益を伸ばすことで、ボラティリティが大きいゲーム事業への依存度を下げ、安定的な業績成長を実現できる事業ポートフォリオへと再構築を推進していることを背景に、「『ゲーム事業』以外の売上高が 1,000 百万円を超過すること」としており、その達成の判定指標には有価証券報告書のセグメント情報における「その他」の売上高を参照することとしております。しかしながら、今後ゲーム事業以外の新規事業が順調に拡大し、将来的に報告セグメントとして「その他」から独立して開示されることとなった場合、当該事業の売上高は「その他」セグメントに含まれなくなります。その結果、本来の趣旨である事業成長を実現したにもかかわらず、現行の指標では目標達成を正しく判定できなくなるおそれがあることが判明いたしました。

よって、判定指標を現行の「『その他』の売上高」から「連結売上高から『ゲーム事業』の売上高を控除した額」へと変更することで、当初の行使条件が企図した趣旨を適切に反映させるべく、発行要項の一部を変更することといたしました。

2. 変更の内容（変更箇所には下線を付して示しています。）

変更前	変更後
3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、次の(a)及び(b)のいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。 (a) 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までのいずれかの期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が 1,000 百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高の判定においては、当社の有価証券報告書におけるセグメント情報に記載された「その他」の売上高の額を参照するものとし、国際財	3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、次の(a)及び(b)のいずれにも該当した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。 (a) 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までのいずれかの期において、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された「ゲーム事業」以外の売上高が 1,000 百万円を超過した場合。なお、「ゲーム事業」以外の売上高の判定においては、当社の有価証券報告書におけるセグメント情報に記載された <u>当社連結売上高から、同報告書におけるセグメント</u>

務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 (b) 2025 年 8 月 13 日から 2035 年 8 月 11 日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも 100 億円を超過した場合 時価総額＝当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）×当社発行済株式数（自己株式を除く）	<u>情報に記載された「ゲーム事業」の売上高の額を控除した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</u> (b) 2025 年 8 月 13 日から 2035 年 8 月 11 日までの間に、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が一度でも 100 億円を超過した場合 時価総額＝当社普通株式が上場されている証券取引所における当社普通株式の終値（複数の証券取引所に上場されている場合は各取引所における終値のうち最も高い額）×当社発行済株式数（自己株式を除く）
---	--

3. 変更の効力発生日

効力発生日 2026 年 10 月 21 日（水）

以 上

（ご参考）

2025 年 7 月 11 日付適時開示

「新株予約権（時価総額及び業績目標達成型有償ストック・オプション及び税制適格ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3656/tdnet/2653958/00.pdf>